

議案第43号

養父市職員の互助共済制度に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

養父市職員の互助共済制度に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月6日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市職員の互助共済制度に関する条例の一部を改正する条例

養父市職員の互助共済制度に関する条例（平成16年養父市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い者は除く。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第43号 養父市職員の互助共済制度に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(会員)</p> <p>第2条 互助会の会員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(会員)</p> <p>第2条 互助会の会員は、次に掲げる者とする。<u>ただし、1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い者は除く。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p>